

森林整備事業における熱中症対策に関する取り組みについて ～熱中症対策を取り巻く現状、森林整備における今後の適用(案)～

(1) 背景

熱中症対策については、令和7年4月15日に「労働安全衛生規則（以下、安衛則）」（昭和47年労働省令第32号）の一部が改正され、第612条の2に熱中症を生ずるおそれのある作業が追加されたことにより、事業者に対して労働者への熱中症対策が新たに罰則付きで義務付けられた。

これに伴い、発注者として、請負事業体等に対し、改正された安衛則を踏まえた熱中症対策への取組を促すことを記載した事務連絡を林野庁より各森林管理局へ通知し、周知しているところである。

このような情勢も相まって「真夏日補正」や「熱中症対策による掛かり増し経費」について適用を求める声が多くなっているところ。他事業においても現場環境の改善費用や現場管理費の補正について試行しているところであり、森林整備事業においても検討を進め、**令和8年度事業**より適用する考えである。

R7.11月中旬 通知発出・HP公表予定

令和7年度補正予算から適用予定

変更 → R8.2月中旬 通知発出・HP公表予定

令和8年3月1日公告から適用予定

※通知日以降の受発注者間協議により既契約事業においても適用することとする

(2) 試行イメージ

国土交通省-公共土木、林野庁-森林土木と同様に現場管理費率を補正する方向で検討中である。

これらの補正計算式については、「真夏日に作業に従事したことを証明する受注者の提出資料」に基づき事業期間内の真夏日率を算出し、補正值を決定する。**積算時に見込むのではなく事業完了時の変更契約等で補正する。**

(3) 対象事業

「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）第3章に記載された各作業種を含む**造林事業**及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成20年3月31日付け19林国業第238号林野庁長官通知）第2章に記載された各工程を含む**製品生産事業**について適用するものとする。

(4) 留意点

森林整備における熱中症対策の補正は森林土木と同様に「現場管理費の補正の試行」であるため、安衛則改正に伴い現場管理費の見直しを行う場合、本試行は廃止する。